2020 年度 DRP 検討委員会

第6回会合議事録

日時: 2021年1月5日(火) 14:00~16:00

場所: リモートでの開催

1. 議 題:

1. 議事録(案)の確認

2. 今後の検討課題について(前回からの継続案件)

・公開代行サービスについて

・ミニマル・アプローチについて

・パネリスト候補者研修について

- 3. 外国裁判所による判決・命令等の取り扱いに関する規定追加について
- 4. その他
 - ・2021 年度の DRP 検討委員会の相談
 - ・次回開催日程 など

2. 資料一覧:

資料1 第5回会合議事録(案)

資料2 今後の検討課題について(第5回からの継続案件)

参考資料 3 外国裁判所による判決・命令等の取り扱いに関する規定追加への

対応について

3. 出席者(50音順)(敬称略)

	氏名	所属
DRP 検討委員会 委員長	井上 葵	アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法
		共同事業 弁護士
DRP 検討委員会 委員	卜部 晃史	弁護士法人 瓜生・糸賀 法律事務所 弁護士
DRP 検討委員会 委員	早川 吉尚	立教大学 教授/弁護士
DRP 検討委員会 委員	山口 裕司	大野総合 法律事務所 弁護士 日本知的財産仲裁センター副センター長
担当理事	曽根 秀昭	JPNIC 常務理事 DRP 担当

JPRS: 白岩一光(議題3について、説明者として出席扱い)

JPNIC 事務局: 林 宏信、前村 昌紀、山崎 信

4. 傍聴

JPRS3 名、JPNIC2 名

5. 議事

14時に井上委員長により開会された。

議題1. 議事録(案)の確認

・第 5 回の議事録については、すでにメールベースで確認したものが資料の議事録案に反映されているが、曽根理事の 議題 3. 差押発生時の紛争当事者への連絡について に関しての修正依頼を反映したものをメールにて確認の上最終版とする。(井上)

議題 3. 外国裁判所による判決・命令等の取り扱いに関する規定追加について

時間の制約もあり、優先順を考慮し、次に議題3を行なう(井上)

・参考資料3外国裁判所による判決・命令等の取り扱いに関する規定追加への対応について に基づいてJPNICより説明された。

2020年12月17日に施行された、JPドメイン名に関する登録規則改訂において「外国裁判所による判決・命令等の取り扱いに関する規定」が追加されたことについて、第5回会合で、議論を行なったが、今回の規則改訂の当該箇所について、DRP検討委員会からは懸念が示された。

今回の改訂は、既に施行されており、また、JPドメイン名に関する登録規則については、 JPRS の専権事項であり、JPNIC および DRP 検討委員会の権限外、スコープ外ではあるが、正式な形でなくとも、JPRSへのアドバイスとして、適切な対応を求める意見書もしく はレターを出すなどの対応を取ることが、JPドメイン名の運営にプラスになるとの観点から、対応について検討をお願いするものである。

委員の皆さんには、メールで共有したが、前回の会合の後、JPRSから、改訂規則において、外国裁判所の仮処分命令と判決は異なる条文を根拠に対応する想定である点について、補足説明があった。

今回は、JPRS から 4 名の方が傍聴されているが、この件(議題 3) に関しては、白岩さんについては、単なる傍聴人ではなく、質疑や説明などについては、説明者の位置づけで対応をお願いし、議論を進めさせていただきたい。

また、差押え時の当事者への通達については、JPRSより検討依頼があり、前回の検討で結論が出ていないので、検討いただきたい。(林)

JPNIC の名前でレターを出すのか、検討委員会から出すのか(井上)

JPNIC でも検討するが、それも含めて検討いただきたい(林)

JPRS の追加の説明については、検討委員会からはコメントしていないが、結論とするのは、 外国裁判所の仮処分命令については、改正規則の31条7項は含まないということか(井上)

その解釈の通りであり、外国裁判所の仮処分命令に関しては、改訂規則 42 条を適用すると 考えている(白岩)

命令というのは仮処分命令を含むと考えたところで、そのところは、あまり明確でないのではないかと前回発言させて頂いた。JPRSの補足説明も含めて委員の皆さんから意見があればお願いする(井上)

どうして今回の改訂が必要かの主旨を説明いただきたい。

前回の私の指摘は、日本の法秩序と矛盾してしまうことで良いのかということ。外国裁判所の判決については、民事訴訟法の 118 条があり、これは、我が国と同じように扱うという規定であり、その 4 号に相互の保証があるが、他の要件の 1、2、3 号を含め、全ての要件を満たしておく必要があるが、1、2、3 号の判断は難しい。

我が国における法秩序と JPRS の対応に矛盾が生じることが気になる、仮処分についても同じで、暫定的でも矛盾することをする必要性が、現実的にどこまであるのかが分からない(早川)

必要性に関しては、以前から外国裁判所の仮処分命令や判決が届いていたが、多くは、118 条を満たさないものや被告が裁判に応じていない、当社と契約のないレジストラへの移転 を求めるなどへの対応に苦慮した(白岩)

仮処分でレジストラへ移転を求める仮処分がでていたということか(早川)

具体的には、そこに移転しろとかネームサーバーに変更しろとかがあった(白岩)

それは、仮処分ではなく、命令の形をとった判決もしくは判決類似のもので、仮処分ではないのではないか(早川)

確認して回答する(白岩)

仮処分は通常は現状を変更するなという形で出る(早川)

登録者を変えろというわけではなく、著名なメーカーの偽造品販売のサイトの使用差し止めのテンポラリーオーダーであり、利用の即時停止を求める内容である。

これまでは、登録情報の不備などを根拠にネームサーバー設定の解除を行なうなどの対応 をしてきた。情報不備があれば対応できるが、なくても対応できるようにしたいと言うのが 今回の規則改訂の背景である。

118条の要件を満たさない状況の命令が来ていた一方、不正行為と考えられるドメインを止められない状況があり、今回の改正 31条を満たした場合は、ドメインを停止していこうという主旨で規則改正を行なった(白岩)

118 条の要件の中で JPRS では判断が難しいところは、無視して判断が簡単なところだけ 審査して承認するという理解か(早川)

まあ、そうです(白岩)

外国裁判承認の判決は、年間何件かあるが、管轄の要件や送達の要件、控除審査が問題となって、承認拒絶されている例があるが、我が国では認められていないことを、簡単に認めてしまうことを、要件を判断することが難しいというだけで、正当化できるのか(早川)

118条を超えてそれを根拠に対応しないほうが良いということか(白岩)

118 条の承認要件を具備していることを我が国裁判所で認めてもらえばよいだけではないか(早川)

判決を根拠に対応する場合は、その通りだが、JPRS としては、不正行為を行ないながら、確定判決を得るのが難しいものもあると思っており、一方確定判決を受けるために手順や期間を考えると、規則施行することで対応することも一案ではないかと考えての対応である(白岩)

法律上、118条を満たさないものにもかかわらず、その書面を見て対応することの是非のご 意見があるのは分かる(白岩)

さらに、矛盾を感じるのは、4号の相互の保証だけ見るということ。学説上、118条の4号は早期に廃止すべきとの意見が強い状況の中、4号だけ審査するというのは、趨勢とは逆行してしまっている。

相互の保証というのは、同じ制度を持っているかどうかは関係なく、外国判決として政策的 に我が国判決を受け入れるかどうかだけである(早川)

仮処分こそ、国によって様々なものがあるが仮処分はどのようなものを受け入れるのか (早川)

我が国において効力を有する仮処分決定に準ずると判断した場合としており、具体的な事例を積み重ねていく必要がある(白岩)

外国の仮処分は、すべて我が国において効力はないが、ここでの効力があるというのは、我 が国の仮処分に似たようなものであればということか(早川)

その認識でよい(白岩)

法秩序的に整合性が取れないということと実務的に JPRS で判断が出来るのかという 2 点において疑問を感じる。

また、どこまで強い必要性があるかについては、判断できない(早川)

外国判決や仮処分について、日本で効力がなくても、登録取り消しやネームサーバー設定解除などの対応を取るという規則を定めたということだと思うが、そうしなければ実務上問題なのか、回っていかないのかが根本的な問題だと思う。それについては、JPRSとしては検討した上での判断ということか(井上)

実際の問題として、外国の当事国の確定判決がでるまで、ドメインの不正行為が止まっていないという事実があり、長期間不正行為が止められない状況の中で、レジストリとして考えた末の対応であり、今回の対応が最善かどうか分からないが、現状では、このような制度を持つこととした(白岩)

日本で効力がなければ、日本で効力がある対応を仮処分で別途取るという対応もあると思うが、そこは、価値判断という面も多分にあると思う(井上)

JPRS としても、状況に応じて対応できる余地を作っておきたいという意図があるということでの規則改正だと解釈した。法律との整合性や運用のされ方によって問題が発生する可能性もあるが、企業としての事情として理解できる面もある。参考までに言うと、ドイツの最高裁判決で、違法なコンテンツを載せているドメインを閉鎖させたり、切断させたりすることを拒否したレジストラの責任を認める判決が出たりしている。JPRS の場合に当てはま

るかどうか分からないが、外国での判断などについて JPRS として対応しなければいけないことも生じているのではないかという気がする(山口)

法令との整合性と言う観点から大丈夫かなという懸念がある。また、必要性についてもまだ、 十分に腹落ちしていない。山口先生のご指摘の状況は、外国判決の効力というよりは、法的 構成という一般的な話として論じたほうが良いのではないか (ト部)

検討委員にも夫々の考えがあり、JPRSにも考えがある。書き振りは兎も角、規定を設けることの是非にも考え方の違いがあり、JPRS独自での考えにどこまで干渉するのかというところもあると思うが、どのような対応が良いのか(井上)

既に改訂は終わり、運用は始まっているのか(早川)

12月から運用している(白岩)

もう、引っ込みはつかないのか(早川)

規則の改訂は可能。問題点を踏まえて、JPRSで新たに検討することはあり得る(白岩)

書き振りに工夫できるというのならアドバイス出来るが、そもそもこのような規定を設ける必要性については、JPRSが必要性を感じていることにそれと異なる方向でアドバイスすることは難しいのではないか(井上)

具体的な事例をしっかりと伝えることが出来ていないのは恐縮である(白岩)

前回に説明いただいたときに、かなり反対意見が出たが、それは反映されなかったということか(早川)

前回会合では、規則は改訂済みだったとの理解(井上)

昨年 10 月 15 日に公開、施行は 12 月 17 日(白岩)

前回会議で、再考できないのかとの話があったが、既に公開済みとのことであった(井上)

改訂に至るプロセスは(早川)

JPRS 内における規則改訂なので、顧問弁護士と相談しすすめた。外部の諮問機関などには相談していない(白岩)

国際私法の専門的立場から見れば、驚愕の改訂であり、ポリシーとして我が国の判決の要件とは違うやり方であっても仕方がないが、相互の保証だけを見るというのが、完全に矛盾しており問題であることを、前回に指摘している。(早川)

前回早川先生の指摘はあったが、規定は改訂し公表済みなので、それ自体を動かすという議論にはならなかった。このような指摘はこの会合二回に渡り多くの委員からあったが、さらに JPNIC もしくは検討委員会として書面で出す必要があるのか、JPRS としてこの規定を維持するのか何かのタイミングで調整を図るのか検討するのではないかと思うが、これ以上何かオフィシャルにコメントする必要があるかどうか、JPRS としては如何か(井上)

検討委員の先生方の懸念をしっかりと認識し、内容を理解する必要があり、そのうえで書面 をどうこうするかの判断に入るということだと思う(白岩)

懸念自体は、第5回会合の議事録でも詳細に残っており、今回(第6回)も議事録で残るので、書面ではJPRSも確認できるが、プラスしてスペシフィックな形で、意見書ないしレター等の対応までしたほうが良いのかどうか(井上)

前回の議事録、今回の話などで顧問弁護士にも伝え、理解したうえで、見直し等の対応について話が出来ると思う(白岩)

DRP 検討委員サイドからは、今後の対応についてはどうか(井上)

DRP 検討委員会のマンデートかどうか、JPNIC にフォローしてもらうのが良いが、マンデートではないが参考意見として聞きたいということであれば、これまで申し上げたとおり。 法律の分野も専門分化しているので、専門の法律家にアドバイスをしっかりと取る必要がある(早川)

JPRS の登録規則改訂なので、検討委員会のマンデートではないが、JPNIC として検討委員会で貴重な意見があるのに、そのまま放置することは出来ないので、専門家である検討委員からの貴重な意見をどのように反映するかを考えている(林)

議事録は、発言録のような形で残しているので、それを JPRS が参照することで良いとも考えられるが、JPNIC が登録規則に対しての権能はない。最大限出来たとしても非公式な

レターを出すことだと思うので、その是非が判断のポイント(前村)

第5回および今回の議事録を元にJPRSで対応を検討して、その結果を検討委員会および JPNICに伝えて頂くことになるかと思うが、その検討において、早川先生のご指摘どおり、 国際私法の専門家に相談して頂くことが有効だと思う(林)

結論から言うと、検討委員のメンバーからアドバイスするほうが直接的ということか (井上)

検討委員のメンバー以外でも、国際私法の専門家に相談するということ(林)

この件を前回報告いただいたのは、JPNICから JPRSに依頼したのか(早川)

登録規則の改訂については、通常、事前に JPRS から JPNIC に報告があり、その一環で報告があったが、当件については、DRP に関係する差押に関する件があり、さらに報告以外に差押の事実の当事者への通達について、JPRS から検討依頼があったため、検討委員会に相談した(林)

JPRS としては、登録規則の改訂の過程において、定例の報告として JPNIC に報告しており、本音としては、当件に対して、このような反応があるとは思っていなかったというのが実情か(早川)

本音を言うとその通り、想定外だった(白岩)

DRP にしても、登録基礎にしても、今までのものは、現在の法秩序の中できれいに説明が出来るように作られていると認識している。しかし、この件は、どうにも説明がつかない。それ以外にも、この規則の内部においても、118条の四つのうち相互の保証についてのみ審査するというのは、ポリシー的にも矛盾し、理解できない。これは、リーガルなマターであり、専門のロイヤーの立場から見て、違和感のある規定なので、今後の対応を考えて頂いてよいのではないか(早川)

持ち帰り、あらためてきちんと相談をしたいと思う(白岩)

我々以外でも、第三者の国際私法の専門家に照会するとか、また、我々の方で、問題意識をもう少し詳細に説明することも出来るので、方法を考えて対応を検討して欲しい。法秩序の中での観点からのみならず、実務的な運用としてもワークするのかも疑問、JPRSのニーズを満たすほかの方策はあると思う。DRP 検討委員会として相談に乗るとかレターを作るこ

とは可能(早川)

JPRS は、ここ2回の検討委員会の議論は、共有されており、更に議事録として書面でも共有されるので、それを踏まえて、持ち帰り、それについて今後更に検討する際に、JPNIC ないし、DRP 検討委員会でレターなど必要であれば、協力させて頂くということが良いのではないか(井上)

通常は、次回の検討委員会で議事録を確認いただいているが、今回は早めに確認、共有いた だけるように対応する(林)

次に差押の件の話であるが、論点は、差押があった時に、当事者に通知するかどうか。前回では、もう少し検討する必要があるとの結論になっている。伝達することのメリットはあるが、差押というセンシティブな情報であり、開示することはどうなのかという指摘もあり、最終的に伝えることの是非を検討したい。結論的なこととしてはどうか(井上)

差押が発生した「moomin」の件は、事件管理者ではなく詳しくないが、シンポジウムでの報告によると、パネリストは、差押えの事実認識はなかった。差押えのタイミングと裁定が出るタイミングも状況により変ってしまい、偶然によるところもある。パネリストは事件の判断に関係ないので、知らなくても良い事実ということかもしれないが、一律で伝えるということを定めるということではないのではないか(山口)

通常は伝えないのですね。現状、規則はないけど伝えても良いという整理は出来るのか (井上)

「moomin」の件は、JPRSに話が来ていて、検討委員会でも共有された。事件管理者とパネリストの関係、当事者との連絡の関係は良く分からないが、結果的には知らない形で手続きは進んだ。仲裁センター事務局の通知は、規則に基づいてやっている。差押えの件を当事者に伝えるということは、通常はないということになる。今回の件は、結果的には、裁定で登録者の手に残り、差押され競売に掛かったので影響がなかったので、伝える必要が無かった。タイミングがずれると、国税の差押が空振りに終わることもあるかもしれない。特別な対応が必要な場合は、事件管理者が判断することになると思う。ケースバイケースであり、一律にルール化するのは難しい(山口)

原則的には、DRPを粛々と進めるというのが、先日の検討の結論であり、DRPの世界では、 DRPを優先するのが、ポリシーであった。このポリシーとの整合性を考えると伝える必要 は無いということになる。伝えても伝えなくても良いというのでは、事務局はやりにくいと 思うが、他方、伝えると困るのかというとそうでもないと思うが、ルール上は、伝えるか伝えないかは書いておく必要は無く、伝える義務はなく、ポリシーとの整合性から、伝える必要もないと解釈することになるのではないか。規定としては変更せず、表向きの運用としては、伝える必要はないという事で良いのではないか。また、事案の性質上から、事件管理者が、実務的に伝えたとしても問題ないのではないか(早川)

全くそのとおりで、同意する(山口)

オフィシャルには伝えないという整理だが、これまでの話の中で出てきた伝えないデメリットは全体の整合性を考慮して目を瞑るということになるのか(井上)

基本的にデメリットというのは、申立人が差押えの事実を知らずに、手続き外で和解してしまうときに不測の損害を被るということが大きなことと理解している。手続き外で和解する可能性がある潜在的債権者のような人は、申立人以外にも居てもおかしくなく、手続き外の潜在的債権者なりとの平等性から、申立人だからという理由だけで優遇する必要も無いという整理も出来るのではないか(ト部)

伝える必要はない、伝えることをルール化する必要は無いということだが、JPRS として意見はあるか(井上)

DRP が掛かったときは、保全処置が取られるので、和解がありえるのは、申立人だけということになるので、申立人の不利益という点がケアできるのであれば、良いと思う。方法については、お任せしたいと思う(白岩)

結論としては、当事者への差押えの事実の伝達の必要性はなし、ルール化する必要も無い。 耳打ち等の個別の事案の対応は、その場で検討するということにする(井上)

議題 2. 今後の検討課題について(前回からの継続案件)

議題の2の中で、先ずパネリスト候補者研修について、ミニマル・アプローチも含まれるということだが、アップデートをお願いする(井上)

第5回会合の検討では、新しく事例研究という形式で、2021年1月から3月の間に、トライアルで1回開催し、その実施結果を踏まえて、2021年度は3回程度の開催を検討することで良いのではないか。内容については、「別れさせ屋」を早川先生から説明頂き、ミニマ

ル・アプローチについて議論することが一つ。もう一つの事例として、裁定例研究の対象外の 2018 年度以降の案件から、検討委員会で案件を選べば良いのではないか。とのことであった。開催日程も含めて検討をお願いする(林)

今回、パネリストを初めてやらせて頂いた案件が、ミニマル・アプローチとも関連している。 自分は、必ず要件から出発するようにしているが、要件から辿ると過剰な資料が出てきてお り、過去の判断例から見ると、要件を離れてその資料に引きずられて裁定が掛かる部分もあ るのではないかと感じた。今回の事案では、事案の面白さより、当事者が出してきた資料を 何処まで使えるかというところの考慮が必要かもしれないが、十分にプライバシーなどに 配慮して、出てきた書面と要件についてどのように感じたかということと、「別れさせ屋」 で、どうして前の報告書でのミニマル・アプローチの認識が違ったのか、本来のミニマル・ アプローチの意図を明確化して、議論いただくということで良いのであれば喜んで担当さ せて頂く(早川)

その場合は、2件早川先生に担当いただくことになる(井上)

電子化の話についても、使ってみての感想も述べさせて頂く。結論からすると全ての資料が フォルダの中に収納されて整理されており、パネリストの立場からは、非常に助かり良いシ ステムだと感じた(早川)

JPRS、JPNIC 含めてのトライアルを行った結果として、ダウンロードしやすい形でオンラインストレージに載せる運用になった(山口)

当事者が出した資料は公開しておらず、他の事件に参照することもしておらず、パネリスト研修会での活用も運営委員会として認めてこなかった経緯がある(山口)

パネリストの研修会に、当事者が出してきた資料をどこまで利用できるかに対する答えで あれば、実際の文章を引用する形ではなく工夫する形で考える(早川)

早川先生の担当いただいた案件は、異例に資料が多く出てきた案件である。申立人からしか 資料が出てこない案件が多く、法律的に論理的に考えることは重要だが、論理的な面だけで はなく、提出物の限られた中で妥協して、裁定を書いて頂くこともあり、限られた中でスム ーズに解決案を出すというところが結果的には必要だと思う(山口)

結論からすると、早川先生中心に報告頂くということで、このベースで、いつ頃どんなフォーマットで開催するかまで、ここで議論することと理解している(井上)

一時間で報告し、一時間で議論いただくことを想定している。その過程で当事者の実務としては、フランスやドイツでも同じような対応の中、機械的に翻訳しただけの資料が出てくることなどの運用もあり、過剰な資料が出てくることがあっても止むを得ないという議論があったり、境界線で良く分からないから安全策で両論を言ってしまうなどのことがあったら、このような主旨なので理解くださいなどの議論も出来る。「別れさせ屋」に関してはシンポジウムの一回だけでは得心が行かない方もいらっしゃると思うので、何で移転を取り消しにすることが我々の考えるミニマル・アプローチと何の関係も無いということは説明できるし、当然反論もあると思う。大事なのは、これを定例で開催し、皆で勉強していくということが大切なのではないか(早川)

「別れさせ屋」の件は、6人のパネリストが関与しており、渡邊先生だけではない。私自身は、ミニマル・アプローチというのは、どこまで原則として通用するのかについて疑問をもっている。妥当な解決を図ろうとするパネリストの手足を縛ることになってしまうのは、必ずしも望ましい結果にならないような気がする(山口)

渡邊先生も含めた6人のパネリストの方々、さらにはそれ以外のパネリストの方々に自由 に意見を頂き、意見交換することが大事で、研修会とはそのようなものだと思う(早川)

早川先生は、裁判官は、同じ判断をしなければいけないとおっしゃるが、事案ごとで違いがあるし、案件に応じて担当するパネリストのリーガルマインドにも相違がある。結果的には「別れさせ屋」事案には批判もあることは分かるが、その判断を出したパネリストを断罪するというような研修会を何回も開催するということは望ましくない。これまでパネリストは必ず研修会に出なければいけないということでやってきていないし、パネリスト指名を打診する際に、断られる候補者も多く、研修会に出る人だけを指名するということは割り切って出来ない。私は、候補者の皆さんは十分に経験があるので、パネリスト研修会に時間を掛けて、何回も手取り足取りやる必要は無いと考える。今回「別れさせ屋」事件を取り上げるのは理解するが、時間を掛けてさらにこの数年間の事例を紹介するなら、私も協力する(山口)

フォーマットとして、2時間で報告1時間、議論1時間。ズーム会議が原則で良いか (井上)

JIDRC にスピーカー、関係者だけ現場でソーシャルディスタンスを取って、聴講者はオンラインで参加というのがメインになっているので、JPNIC および JIPAC の意向次第だが、ネットワーク安定し、カメラも複数台あり、音響専門家も居るので一番やりやすい(早川)

そこも状況を見つつ、JPNIC、JIPACと相談して決めていくこととする(井上)

山口先生と私の両方を同じ日にやるのは無理なので、山口先生の担当回も4月以降に一回 あっても良いのではないか。スポーツ仲裁機構の経験からすると、殆どの判断を報告して、 パネリスト候補者の方々との間で共有している。それでパネリストの機嫌を損なうことは 無い。山口先生の懸念も分かるが、もう少し風通しが良くても良いのではないか(早川)

取り敢えず、回数の問題は未だ見えないので詰めなくても良い(山口)

研修会の日程は、3月 16日(火)14時から 16時で開催することとし、フライヤー作りなどの準備は別途お願いする(井上)

16日午後にJIDRCのブレークアウトルームを押さえる(早川)

公開代行サービスの件は、次回に持ち越す (井上)

議題 4. その他

・ 次回検討委員会は、3月11日 (木) 10時から12時で開催することとする。

2021 年度の DRP 検討委員会の設置は、正式には JPNIC 理事会で決定するが、2021 年度 も設置する予定であり、現在の 4 名の委員の皆様には、引き続きお願いしたいと考えてい る。また、若手を加えるなどの意見などあれば提案をお願いする(林)

以上をもって、井上委員長により会議は16時00分に閉会された。

以上